

共創デザインシステム 使用申請

◎よくある質問

(使い方)

Q1.共創デザインシステムはどこに使っても良いのですか？

A.ガイドラインの記載に則ってご使用いただけます。ガイドライン記載の使用範囲、使用が認められる具体例、使用が禁止される具体例などをご参照ください。

Q2.共創デザインシステムは無料で使えるのですか？

A.無償でご使用いただけますが、使用申請サイトから必要事項をご登録いただき申請が必要です。申請内容は審査されます。使用内容が許諾されましたら、無償で使用可能です。

Q3.こういった使い方はしてはいけないのですか？

A.詳しくは、「共創デザインシステムガイドライン」 P15 をご確認ください。

●共創デザインシステムガイドライン

[20260331_kyosodesignsystemguideline_ver1.0.pdf](#)

商品やサービスに関連づけた使用等ができません。

Q4.共創デザインシステムを商品パッケージの裏面につけることは可能でしょうか？

A.商品パッケージの裏面であっても商用利用にあたるため、使用できません。

Q5.個人製作の物品に共創デザインシステムを使用して、フリマアプリなどで販売しても良いのでしょうか？

A.個人・法人問わず商品に共創デザインシステムを付加して販売を行うことは禁止しています。このような行為は発見次第、当協会の権利侵害にあたるものとして、厳しく販売差し止め等の対応を行います。

(使用場所)

Q6.商店街ののぼり旗などに共創デザインシステムを入れても良いでしょうか？

A.大阪・関西万博の理念継承、発展を図ることを目的としたものに限りです。商品やサービスに関連付けての使用、顧客吸引力及び信用力への不当な便乗となるような様態での使用はできません。詳細は、ガイドラインに定められている使用ルールに従ってご活用ください。判断が難しいものは、申請時にご相談ください。

Q7.スーパーや商業施設ののぼり旗、チラシ掲載や店頭サイネージなどで使用できますか？

A.のぼり旗、チラシやサイネージの内容が企業広告や商品・サービスの販促となる場合は、使用できません。ガイドラインに定められている使用ルールに従ってご活用ください。

Q8.電車、ラッピングバスなどに使用できますか？

A.電車・バスなどのラッピングでの使用はできません。

Q9.海外での使用はできますか？

A.日本国内だけではなく、海外でもご使用いただけます。その際は、使用される地域において適用される著作権法その他知的財産に関連する法規に違反しないようにご使用ください。

Q10.旅行パンフレットに使用できますか？

A.旅行パンフレットは商品・サービスの販促を内容とするものになりますので、ご使用いただくことはできません。

Q11.個人が SNS や HP などにおいて、背景画像などに使用できますか？

A.個人でも非商用であれば使用可能です。団体での使用にあたっては、商用利用など、使用できない場合がございます。ガイドラインに定められている使用ルールに従ってご活用ください。

(申請・その他)

Q12.使用申請は回数に制限がありますか？

A.何度でも申請は可能です。

申請した内容（目的、期間等）の範囲内であれば継続して使用いただくことは可能ですが、申請以外の用途や、申請した期間を超えて使用しようとする場合は、再度の申請が必要です。

また、使用が認められなかった場合、同一内容で繰り返しの申請をしても、審査結果は変わりませんのでご注意ください。

Q13.いつまで使用できますか？

A.2028年3月31日（予定）まで使用可能です。